

取締役会・監査役会の構成

取締役会の構成

取締役会は、豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を有する取締役から構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保することとしており、取締役の人数は14名以内としています。

また、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、経験・見識・専門性等を考慮して、独立社外取締役を2名以上選任するよう努めています。

現在、取締役は全14名であり、うち3名が独立社外取締役です。

監査役会の構成

監査役会は5名以内の監査役により構成し、その半数以上は社外監査役とすることとしています。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することとしています*。

現在、監査役は全5名であり、うち3名が独立社外監査役です。

*常任監査役藤岡博(独立社外監査役)は、財政・金融等の行政実務に長年携わった経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

取締役の職務執行体制

職務執行の効率性の確保

当社は、すべての取締役と監査役(社外取締役・社外監査役を含む)が出席する取締役会を原則月1回(必要に応じて随時)開催しています*。また、全役付取締役、全常務執行役員、常勤の全監査役が出席する常務会を原則毎週開催し、取締役会に付議する案件、および取締役会が決定した方針に基づく社長および副社長の業務執行のうち、全社的な重要事項および個別の業務執行に係る重要事項について審議を行っています。

取締役会、常務会によって機能の配分を行うことに加え、執行役員制度によって、役付取締役と執行役員が業務執行を分担する体制を構築することで、責任と権限を明確にし、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。

*2016年度は取締役会を12回開催しました。

職務執行の適正性の確保

適正な業務執行を確保するために「業務監査部」を設け、他の機関から独立した立場で内部監査を行っています。また、各機関においても、当該機関の業務執行に関する自己監査を定期的実施しています。

利益相反の防止

取締役は企業理念や企業行動規範、コンプライアンス行動指針*1に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実かつ

公正な行動を率先垂範しています。また、会社が取締役等*2との間で取引を行う場合には、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告することで、利益相反の防止を図っています。

*1 企業行動規範、コンプライアンス行動指針については58ページを参照ください。
*2 取締役および主要株主(議決権10%以上の株式を保有する株主)

監査役による監査

監査役は会社法に基づき設置され、取締役の職務執行の適法性や適正性を監査しています。本店においては取締役会をはじめとする重要会議への出席や、取締役・執行役員等から職務執行状況の聴取を実施すること等により監査を行っています。現地機関や国内・海外の子会社については往査等を実施しています。

また会計監査では、会計監査人と連携し、監査計画や監査実施結果について定期的に報告を受け意見交換を実施すること等により、会計監査人の監査の方法および結果の相当性を判断しています。

これらの監査の実施に際しては、内部監査部門である業務監査部と連携しています。

なお、監査役スタッフの体制については、取締役の指揮命令系統から独立した監査役室を設置し、専任スタッフが監査役の行う監査の補助をしています。

グループガバナンス

関係会社の管理に当たっては、当社グループの経営計画に基づき、グループ全体としての総合的発展を図ることを基本方針としています。関係会社の管理は社内規程に従って行い、加えて「グループ経営会議」により、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。また、監査役および業務監査部が関係会社の監査を実施することで、企業集団における業務の適正さを確保しています。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を向上し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を毎年実施しています。

2017年は、昨年の分析・評価結果を踏まえ実施した取り組みの状況や、社外役員および取締役会・監査役会の議長を中心に実施したインタビューの結果をもとに、取締役会において議論した結果、取締役会の実効性は十分に確保されていると評価しました。今後とも、事業環境の変化をふまえた議論のさらなる充実等に努めながら、取締役会の実効性の向上に継続的に取り組んでいきます。

役員一覧 (2017年6月28日現在)



代表取締役会長
北村 雅良
全社コンプライアンス総括



代表取締役社長
渡部 肇史



代表取締役副社長
村山 均
業務全般
〔生産・技術統括〕



代表取締役副社長
内山 正人
業務全般
〔開発・営業統括、国際事業〕
エネルギー営業本部長
(事務委嘱)



代表取締役副社長
江藤 修治
業務全般
〔コーポレート統括〕
原子力事業本部副本部長
(事務委嘱)



代表取締役副社長
浦島 彰人
業務全般
〔原子力統括〕
原子力事業本部長
(事務委嘱)



取締役常務執行役員
尾ノ井 芳樹
国際業務部
国際営業部
国際事業本部長
(事務委嘱)



取締役常務執行役員
南之園 弘巳
秘書広報部
人事労務部
エネルギー計画部
開発計画部
原子力業務部
エネルギー営業本部副本部長
(事務委嘱)
原子力事業本部長代理
(事務委嘱)



取締役常務執行役員
杉山 弘泰
土木建築部
火力建設事業、国際事業および環境エネルギー事業に関する特命事項
原子力事業本部長代理
(事務委嘱)



取締役常務執行役員
筑田 英樹
火力発電部
火力建設部
技術開発部
国際事業に関する特命事項



取締役常務執行役員
本田 亮
財務部
資材調達部
国際業務部
経営企画業務に関する特命事項
国際事業本部副本部長
(事務委嘱)



取締役
梶谷 剛*1, 3



取締役
伊藤 友則*1, 3



取締役
ジョン ブカナン *1, 3
John Buchanan

常任監査役

福田 直利
藤岡 博*2, 3

監査役

河谷 真一
大塚 陸毅*2, 3
中西 清*2, 3

常務執行役員

楠瀬 昌作
嶋田 善多
鈴木 亮

執行役員

笹津 浩司
星 克則
倉田 一秀
池田 正昭

*1 社外取締役 *2 社外監査役 *3 独立役員

社外役員

当社の社外取締役および社外監査役は、いずれも東京証券取引所の定める独立役員要件および当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしている独立役員です。

社外役員の独立性判断基準

<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社および当社の子会社を主要な取引先*1とする者またはその業務執行者ではないこと。 2. 当社および当社の子会社の主要な取引先*1またはその業務執行者ではないこと。 3. 当社および当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭*2その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと。(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。) 4. 過去10年において次の(1)から(3)までのいずれかに該当していた者ではないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記1から3に掲げる者 (2) 当社および当社の子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 (3) 当社および当社の子会社の監査役 	<ol style="list-style-type: none"> 5. 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者ではないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記1から4までに掲げる者 (2) 当社および当社の子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役 (3) 当社および当社の子会社の監査役 (4) 過去10年において前(2)または(3)に該当していた者 <p>*1「主要な取引先」とは、過去3事業年度の当社との年間取引額が当社の連結総売上高または相手方の連結総売上高の2%を超えるものをいう。</p> <p>*2「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均において年間1,000万円以上の金銭をいう。</p>
---	--

独立社外取締役 (2017年6月28日現在)

梶谷 剛 (1936年11月22日生)

略歴	選任理由
1967年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会入会) 梶谷法律事務所(現梶谷総合法律事務所)入所 1998年 4月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 1999年 4月 梶谷総合法律事務所主宰者 2003年 6月 ニチアス株式会社監査役 2004年 4月 日本弁護士連合会会長 2007年 6月 総務省年金記録確認中央第三者委員会委員長 2009年 6月 当社取締役(社外取締役)(現任) 2011年 4月 日本司法支援センター理事長 2011年 6月 横浜ゴム株式会社監査役	弁護士としての高い見識と法曹界における豊富な実務経験を有していること、他社における社外監査役の経験を有しているため。 2016年度の主な活動状況 取締役会には12回中12回出席し、主に弁護士としての高い見識と幅広い経験から発言を行いました。

伊藤 友則 (1957年1月9日生)

略歴	選任理由
1979年 4月 株式会社東京銀行入行 1990年 3月 東京銀行信託会社ニューヨーク支店インベストメント・バンキング・グループバイスプレジデント 1994年 4月 株式会社東京銀行ニューヨーク支店エマージング・マーケット・グループバイスプレジデント 1995年 3月 スイス・ユニオン銀行営業開発第二部長 1997年 8月 同行東京支店長兼投資銀行本部長 1998年 6月 UBS証券会社投資銀行本部長マネージングディレクター 2011年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授 2012年 5月 株式会社パルコ取締役(現任) 2012年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任) 2014年 6月 株式会社あおぞら銀行取締役(現任) 2016年 6月 当社取締役(社外取締役)(現任)	国内外における投資銀行業務分野の豊富な実務経験および一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授としての金融理論に関する研究を通じて培われた高い見識を有しているため。 2016年度の主な活動状況 2016年6月22日付で就任した後に開催された取締役会には10回中9回出席し、主に国内外における投資銀行業務分野の豊富な実務経験および金融理論に関する研究を通じて培われた高い見識と豊富な経験から発言を行いました。

ジョン ブカナン (1951年10月31日生)

略歴	選任理由
1974年10月 ロイズ銀行グループ入社 1981年 1月 同社大阪支店長 1983年 8月 同社バルセロナ支店長 1987年10月 エス・ジー・ウオーバーク・アンド・カンパニー入社 1992年10月 同社取締役 1995年10月 株式会社住友銀行ロンドン支店入社 2000年 5月 大和証券SBCMヨーロッパ・リミテッド入社 2006年 8月 ケンブリッジ大学ビジネスリサーチセンターリサーチアソシエイト(現任) 2016年 6月 当社取締役(社外取締役)(現任)	国内外における投資顧問業務分野の豊富な実務経験およびケンブリッジ大学におけるコーポレート・ガバナンスに関する研究を通じて培われた高い見識を有しているため。 2016年度の主な活動状況 2016年6月22日付で就任した後に開催された取締役会には10回中10回出席し、主に国内外における投資顧問業務分野の豊富な実務経験およびコーポレート・ガバナンスに関する研究を通じて培われた高い見識と豊富な経験から発言を行いました。

独立社外監査役 (2017年6月28日現在)

藤岡 博 (1954年6月2日生)

略歴

1977年 4月 大蔵省入省
 2008年 7月 財務省関税局長
 2009年 7月 国土交通省政策統括官
 2012年 1月 独立行政法人住宅金融支援機構副理事長
 2014年 1月 財務省大臣官房審議官
 2014年 6月 当社監査役 (社外監査役)
 2015年 6月 当社常任監査役 (社外監査役) (現任)
 2016年 6月 株式会社西日本シティ銀行監査役
 2016年10月 同社取締役監査等委員 (現任)

選任理由

長年にわたり行政実務に携わった高い見識と豊富な経験を当社の経営監視体制に活かすことが期待できるため。

2016年度の主な活動状況

取締役会には12回中12回出席し、また、監査役会には12回中12回出席し、主に財政・金融等の行政実務に携わった高い見識と豊富な経験から発言を行いました。

大塚 陸毅 (1943年1月5日生)

略歴

1965年 4月 日本国有鉄道入社
 1987年 4月 東日本旅客鉄道株式会社入社財務部長
 1990年 6月 同社取締役人事部長
 1992年 6月 同社常務取締役人事部長
 1997年 6月 同社代表取締役副社長総合企画本部長
 2000年 6月 同社代表取締役社長
 2006年 4月 同社取締役会長
 2007年 4月 当社仮監査役 (社外監査役)
 2007年 6月 当社監査役 (社外監査役) (現任)
 2011年 5月 一般社団法人日本経済団体連合会副会長
 2012年 4月 東日本旅客鉄道株式会社相談役 (現任)
 2013年 6月 JXホールディングス株式会社 (現JXTGホールディングス株式会社) 取締役 (現任)
 2014年 6月 新日鐵住金株式会社取締役 (現任)

選任理由

上場会社の取締役としての高い見識と豊富な経験を有しており、強力な経営監視が期待できるため。

2016年度の主な活動状況

取締役会には12回中12回出席し、また、監査役会には12回中12回出席し、主に上場会社経営に携わった高い見識と豊富な経験から発言を行いました。

中西 清 (1945年4月2日生)

略歴

1970年 4月 トヨタ自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車株式会社) 入社
 1997年 1月 トヨタ自動車株式会社第4開発センター第3エンジン技術部部長
 2000年 6月 同社取締役
 2003年 6月 同社常務役員
 2004年 6月 同社顧問
 2004年 6月 株式会社コンポン研究所代表取締役所長
 2010年 6月 同社顧問 (現任)
 2010年 6月 株式会社豊田中央研究所顧問
 2010年 6月 トヨタテクノクラフト株式会社監査役 (現任)
 2011年 6月 当社監査役 (社外監査役) (現任)

選任理由

上場会社の取締役としての高い見識と豊富な経験を有しており、強力な経営監視が期待できるため。

2016年度の主な活動状況

取締役会には12回中12回出席し、また、監査役会には12回中12回出席し、主に上場会社経営に携わった高い見識と豊富な経験から発言を行いました。

役員報酬

取締役の報酬総額については2006年6月28日開催の第54回定時株主総会において、年額625百万円以内 (役職等をもとに算定した定額の月例給および年1回の業績給。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除く。) と決議されています。各取締役の報酬は、発電所等の長期間の操業を通じて投資回収を図るという当社事業の特徴をふまえつつ、会社業績や役職等を総合的に勘案し、取締役会で審議のうえ、この報酬総額の範囲内で決定しています。

監査役の報酬総額については上記の株主総会で年額120百万円以内 (役職等をもとに算定した定額の月例給) と決議されています。各監査役の報酬は、監査役間の協議により、この報酬総額の範囲内で決定しています。

2016年度に支払った役員報酬

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (3名)	438百万円 (24百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	111百万円 (44百万円)
合計	22名	550百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、2016年度に係る業績給49百万円が含まれています。
 2. 取締役および監査役の支給人員には、2016年6月22日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでいます。

会計監査人に対する報酬

当社グループの会計監査を行った会計監査人に対し当社および連結子会社が2016年度に支払った報酬等の額は、監査業務に対する報酬が140百万円、監査業務以外に対する報酬が32百万円でした。

J-POWERは、「企業理念」に基づき、事業を遂行する上で守るべき遵法精神・企業倫理に則った行動の規範として、コンプライアンス活動の中核を成す「企業行動規範」(58ページを参照ください)を制定しています。また、経営者も含めた社員一人ひとりの業務活動におけるより具体的な行動の判断基準として「コンプライアンス行動指針」(58ページを参照ください)を定めています。社員全員にこれらを配布しているほか、「コンプライアンス宣誓書」に署名し携帯させることにより、コンプライアンス意識の喚起を図っています。

取締役はこれら企業理念や企業行動規範、コンプライアンス行動指針に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実かつ公正な行動を率先垂範するとともに、その社員への浸透を図っています。

また、これらのコンプライアンスの取り組みに加え、社内での意思決定の過程における相互牽制、各種会議体での審議、社内規程に基づく平時からの危機管理体制の整備等により、企業活動の遂行に当たってのリスクの認識と回避策を徹底するとともに、リスク発生時の損失による影響の最小化を図っています。

コンプライアンス推進体制

全社のコンプライアンスについては会長が統括し、その推進体制として、会長、社長を補佐し、推進業務を執行するコンプライアンス担当役員を配置しているほか、全社に係るコンプライアンス推進策の審議および実施状況の評価、反コンプライアンス問題への対応を図る組織として、会長を委員長とする「**全社コンプライアンス委員会**」を設置し、グループ会社も参加して、グループ全体で取り組みを進めています。また、全社コンプライアンス委員会の下にコンプライアンス推進に係る業務を迅速かつ的確に進めるため、全社に係るコンプライアンス推進活動と保安規程に基づく自主保安活動に関する2つの部会を設けており、2名の副社長が各部会長を務めています。

支店、流通システムセンターや火力発電所等の主要機関については、「**機関別コンプライアンス委員会**」を設置して、各機関の特性に合わせたコンプライアンス活動を展開しています。

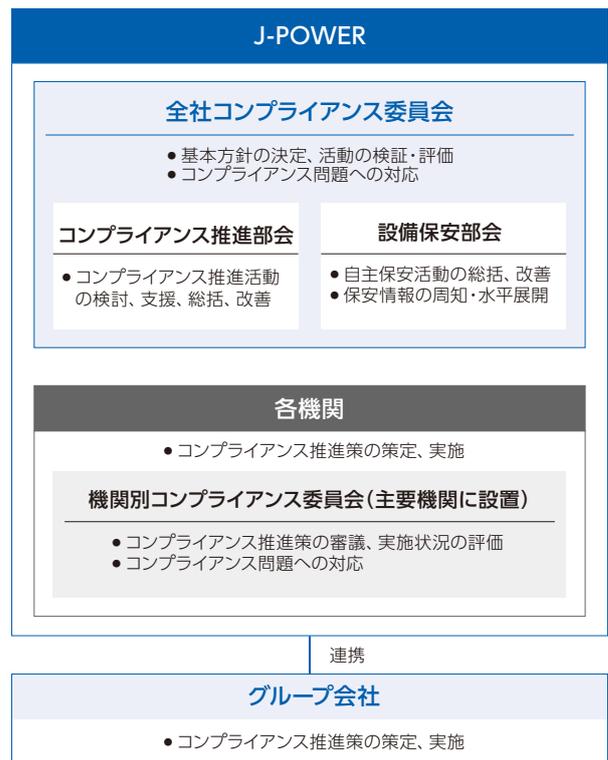
コンプライアンス推進活動

全社コンプライアンス委員会では各年度のコンプライアンス推進活動の計画を定め、年度末にはその結果を評価し、それを元に次年度のコンプライアンス推進活動の計画を定めるというPDCAサイクルを実行しています。なお、コンプライアンス推進活動の計画及び評価については取締役会に報告しています。

従業員に対しては、法令の改正情報を周知しているほか、コンプライアンスに関する事例の紹介、事業に係る法令やコンプライアンスに関する研修の実施等を通してコンプライアンスの浸透を図っています。

反コンプライアンス問題が発生した場合は全社コンプライアンス委員会が事実関係および原因等を調査するものとするとともに、必要に応じ、改善指示、再発防止策の実施指示など適切な措置を取ることとしています。

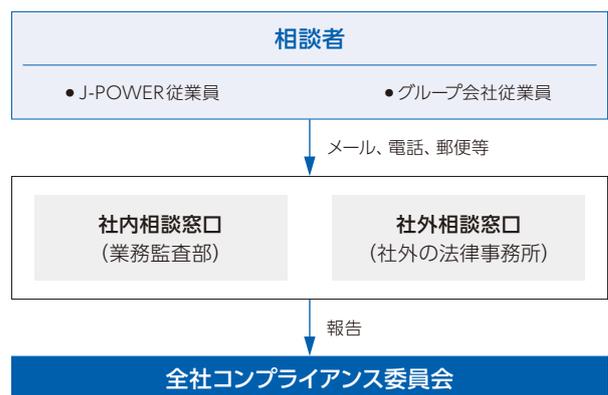
J-POWERグループのコンプライアンス推進体制



相談窓口(内部通報窓口)

社員がコンプライアンス上の問題に直面した場合の相談窓口として、業務監査部および外部の法律事務所に、相談者の保護を徹底した「**コンプライアンス相談窓口**」を設置し、従業員に周知しています。

J-POWERグループのコンプライアンス相談窓口



反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とはいかなる関係も持たないこととしているほか、反社会的勢力から要求等を受けた場合の社内窓口部署を定め、速やかに情報を収集し、外部専門機関と連携して適切に対応する体制を整備しています。

贈賄や汚職、腐敗の防止

贈賄、利益供与、違法な政治献金、国家公務員倫理法や各官庁で定める規程等に抵触するような公務員に対する接待・贈答等は禁止しています。また外国政府の役職員に対しても不正な利益や便宜の見返りとして金銭等の利益の供与を行いません。J-POWERグループは政治・行政との癒着という誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めています。

情報開示

社外への情報開示に関しては、企業活動の透明性とアカウ
ンタビリティの向上を図るため、社長を委員長とした「情

報開示委員会」を設置して、公正かつ透明な企業情報の開示を、適時、積極的に行っています。

内部統制報告制度への対応状況

金融商品取引法に定められる「財務報告に係る内部統制報告制度」について、当社グループでは、財務部および業務監査部が中心となり、内部統制システムの整備・運用・評価を行っています。

2016年度は前年度に引き続き、金融庁より示された実施基準等に基づいて、「全社的な内部統制」「業務プロセスに係る内部統制」「IT を利用した内部統制」の各項目の整備状況と運用状況に関して経営者による評価を行った結果、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。この評価結果は「内部統制報告書」として取りまとめ、監査法人の監査を経た上で、2017年6月に関東財務局長へ提出しています。

今後も、当社グループにおける内部統制システムの確認を行い、財務報告の信頼性確保に努めていきます。

企業行動規範 (2004年4月1日改定)

【信頼度の高いエネルギーの提供】

当社は、経験豊かな人材と最新の技術により、国の内外を問わず、信頼度の高いエネルギーの提供に全力を尽くします。

【安全の確保】

当社は、事業の推進にあたっては、常に安全意識の高揚を図り、公衆及び作業従事者の安全の確保を最優先します。

【環境の保全】

当社は、当社の事業活動が環境問題と深く関わっているとの認識に立ち、環境保全活動に積極的に取り組みます。

【社会とのコミュニケーションの確保】

当社は、公正かつ透明な情報開示や広報活動を行い、社会とのコミュニケーションを確保します。

【社会への貢献】

当社は、「良き企業市民」として、海外を含め、積極的に社会貢献活動に取り組むとともに、地域社会の発展に貢献します。

【働きがいのある企業風土づくり】

当社は、安全で働きやすい環境を確保するとともに、社員の人格・個性を尊重し、常に新しいことに挑戦していく働きがいのある企業風土づくりに努めます。

【法令と企業倫理の遵守】

当社は、確固たる遵法精神と倫理観をもって誠実かつ公正な事業活動を行います。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固対決します。

【経営トップの対応】

経営トップは、本規範の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底に努めます。

本規範の趣旨に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上、自らも含めて厳正な処分を行います。

コンプライアンス行動指針 (2014年10月1日改定)

【1】基本事項(省略)

【2】遵守事項

1. 社会との関係

(1) 社会への貢献

- ① J-POWER グループの使命である電力の安定供給を、高い信頼のもと果たしていくことを通して、日本と世界の持続可能な発展に貢献します。
- ② 社会人としての良識と責任をもって行動することはもとより、J-POWERグループの一員としての自覚と誇りをもって職務を遂行します。
- ③ 良き企業市民として積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与します。文化・芸術の支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加支援、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、良き企業市民としての役割を果たします。

(2) 適切な情報の開示

- ① 事実と異なる情報やデータを公表したり、発表すべき内容を意図的に隠ぺいするなど、社会から信頼を失うような行為は行いません。
- ② 多様な意見を尊重し、健全な世論の形成を阻害するような行為は行いません。
- ③ 広報活動にあたって発信する文書・情報には、他者を誹謗・中傷するような表現や社会的差別につながる用語は一切使用しません。

(3) 寄付・政治献金規制

- ① 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治資金規正法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行います。
- ② 各種献金・寄付の実施については、事前に社内規程に従って承認を受けます。
- ③ 贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めます。

(4) 反社会的勢力との関係遮断

- ① 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
- ② 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。
- ③ 会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。
- ④ 反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

(5) 環境の保全

あらゆる事業活動において、常に環境保護の重要性を認識し、環境に関する諸法令等を遵守するとともに、「環境経営ビジョン」に基づき地球環境問題や地域環境問題に積極的に取り組みます。

(6) 情報システムの適切な使用

- ① 重要インフラ企業の情報セキュリティは社会的責任であることを自覚します。
- ② 会社の情報システムは業務のためのみに使用し、個人的な目的のために使用しません。
- ③ 会社の情報は厳重に管理し、持出し時には暗号化を行い機密情報の漏洩、盗難を防ぎます。
- ④ パソコン、外部記憶媒体を使用する際には、ウイルス感染チェックを行い、ウイルス感染等の損害を防ぎます。
- ⑤ 自分のID、パスワードを適切に管理し、システムに不正にアクセスしたりしません。
- ⑥ インターネットの利用にあたっては、常に適切な利用に努め、私生活においても、社会的信用を失墜させるような行為は行いません。
- ⑦ ソフトウェアは適切に利用し、フリーソフトやファイル共有ソフトなど情報漏洩などの危険性の高いソフトウェアはインストールしません。

(7) 知的財産権の保護

研究・開発活動その他の業務より得た会社の知的財産権(発明、実用新案、意匠、著作物、商標、ノウハウ、技術情報等)は、重要な会社資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努めます。

- ① 会社に帰属する成果については、速やかに出願・登録等を行うなどし、会社の知的財産権の保全に努めます。
- ② 他者のコンピュータソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為は行いません。
- ③ 取引先の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しません。

(8) 輸出入関連法令の遵守

- ① 商品の輸出入にあたっては、関係法令に従って適切な輸出入通関手続を行います。
- ② 輸出禁制品の輸出および輸入禁制品の輸入は決して行いません。

2. 顧客・取引先・競争会社との関係

(1) エネルギー供給と商品販売の安全性と信頼性

- ① 電力他のエネルギーを社会に供給するにあたっては、常に安全の確保を最優先に、関連法規、基準等を十分理解し、これを遵守するとともに、保守、運転に細心の注意を払うことにより、良質かつ安全で安定的な供給となるよう努めます。
- ② 商品販売に関しても同様に、開発・製造から販売、保修・修理等にいたるまで、安全に関する法律および安全基準を十分理解し、これを遵守するとともに、より高度な信頼性を目指します。
- ③ 安全性・信頼性を阻害する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認するとともに、問題があることが判明した場合には、関係部署に連絡し適切な対応をとります。

(2) 独占禁止法の遵守

いかなる状況であっても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など独占禁止法違反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行います。

- ① 他の事業者との間で、販売価格や取引条件に影響を及ぼすような取り決めを行ったり、入札談合を行うなど「不当な取引制限」は行いません。
- ② 不当に安い価格で商品を取売したり、販売先の販売価格を拘束するなど「不公正な取引方法」は用いません。

(3) 調達先との適正取引

調達先との取引においては、良識と誠実さをもって接し、公平かつ公正に扱います。

- ① 複数の業者の中から調達先を選定する場合には、品質、価格、納期、技術開発力、安定供給、信用状態等諸条件を公平に比較、評価し、最適な取引先を決定します。
- ② 特定の調達先に不当に有利な待遇を与えるような影響力を行使しません。
- ③ 取引先に製造委託、修理委託、情報成果物作成委託または役務提供委託を行う際には、下請法を十分に理解したうえで支払遅延等の行為を行わないように留意し、契約および取引を行います。

(4) 不正競争の防止

- ① 窃盗等不正な手段により他社の営業秘密を取得・使用しません。
- ② 不正な手段により取得されたものであること、またはそのおそれがあることを知りながら、他社の営業秘密を取得・使用しません。

(5) 接待・贈答

- ① 取引先への接待・贈答を行う場合は、社交的儀礼の範囲内とします。
- ② 顧客や取引先等からの接待・贈答をやむを得ず受けざるを得ない場合は、あくまで社交的儀礼の範囲内とします。

3. 会社資産・会計・株主・投資家との関係

(1) 会社資産の適切な使用

会社の資産は、効率的に活用し、常に利用できる状態におく必要があることを認識し、有形無形を問わず、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱います。個人的な目的で会社の資産や経費を使用しません。

(2) 適正な会計管理と税務処理

会計帳簿への記帳や伝票への記入にあたっては、関係法令や社内規程に則り記載します。事実の仮装・隠ぺいや虚偽または架空の記載を行ったり、簿外の資産を築いたりしません。

(3) 経営情報の開示

株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・適切に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

(4) インサイダー取引の禁止

業務上知りえた内部情報を利用して、当社株式・社債を売買しません。

業務上関係のある取引先、競合相手、顧客に関する業務上知りえた内部情報を利用して、一般の投資家に対して情報が公開される前に、これら企業の株式・社債を売買しません。

内部情報を利用した株式取引が行われないよう、内部情報は適切に管理し、業務関係者以外に口外しません。

4. 官庁・公務員との関係

(1) 適正な許認可、届出手続き

- ① 許認可取得および届出等の手続を確実に実施します。
- ② 届け出るべき必要のある届出を怠ったり、データを改ざんするなど、社会の信頼を失うような行為は行いません。

(2) 公務員に対する接待・贈答

公務員またはこれに準ずる者に対しては、国家公務員倫理法やその他各官庁で定める規程等に抵触するような接待・贈答は行いません。

また、外国政府の役職員に対して、営業上の不正な利益を得るために、またはビジネス上の便宜供与の見返りとして、金銭等の利益の供与を行わず、その約束・申し出も行いません。

5. 社員との関係

(1) 人権尊重

常に健全な職場環境を維持することに努め、人権を尊重し、差別や人権否定につながる行為は一切行いません。

- ① 出生、国籍、人種、信条、宗教、性別、身体的条件、社会的身分などによるあらゆる差別を行いません。
- ② パワー・ハラメントやセクシュアル・ハラメント、その他のこれに類似する行為を行いません。

(2) プライバシーの保護

業務上知りえた社員および社外の個人情報については、業務目的のみに使用し、厳重に管理します。また、外部にこれらの情報が漏洩しないよう厳重に管理します。

(3) 職場の安全衛生

安全・衛生の確保を最優先に職場環境の整備に努め、また、業務上の安全・衛生に関する法令等を理解し、これを遵守します。万一、業務上の災害が発生した場合は、事故を最小限に止め、また、再発を防止するため、即時報告等所定の手続を確実に実施します。

(4) 労働関係法の遵守

労働関係法を遵守し、多様な人材が働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。

- ① 労働基準法を遵守し、過度な労働、残業等を強いるような業務の押しつけは行いません。
- ② 36協定を遵守し、サービス残業は行わず、また行わせません。
- ③ 労働組合と誠実に協議を行い、健全な労使関係を構築します。
- ④ 常に、自らの心身の健康状態を良好に保つよう努めるとともに、部下の心身の健康状態にも留意します。

(5) 就業規則の遵守

- ① 服務規律を守るとともに、就業規則に定められた事項を遵守します。
- ② 就業規則に定められた従業員の権利についてはこれを尊重します。

危機管理に係る取り組み

国民生活に不可欠な電力の安定供給は電気事業者としての責務であり、電力を生産・流通する設備への障害を未然に防ぐとともに、障害が発生した場合は速やかに復旧する必要があります。このため、J-POWERグループでは以下の取り組みを行っています。

- ① 地震・台風・落雷・津波などの自然災害に対する適切な設備対応と非常時の復旧体制の整備
- ② 悪戯や暴力行為等に対する警備強化
- ③ 重大な供給支障防止に備えた日常の設備点検の強化、老朽化・機能低下・損傷設備に対する適切な修繕または更新
- ④ パンデミック等、事業運営に重大な影響を及ぼす事象に対する行動計画等の作成

災害や設備事故等の危機事象に対する的確な予見・防止、および顕在化した場合の迅速かつ適切な対応・管理のため、J-POWERグループとして以下の体制を定めています。

危機管理体制

(1) 危機管理対策チーム

J-POWER本店における常設組織。危機の予見、発生時の迅速な初期対応および危機管理対応業務の総括を行います。

(2) 危機管理責任者、担当者

本店および現地機関にて選任し、迅速な初期対応と情報伝達を行うよう努めています。

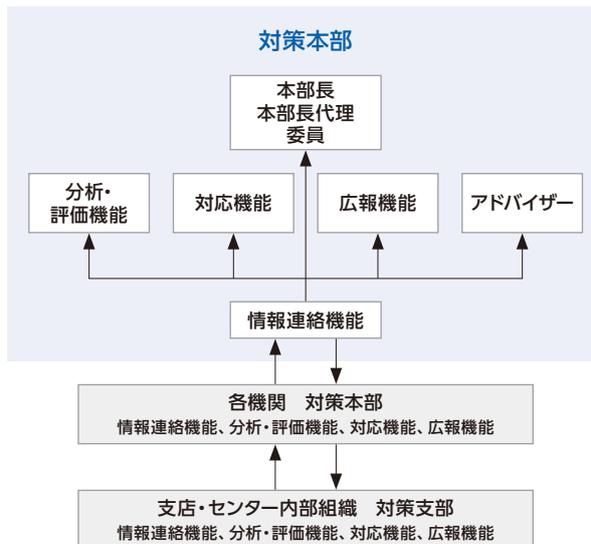
(3) 危機管理対策本(支)部

危機の予見・発生時において、その重大性から緊急対策の必要がある場合に組織します。

対策本部の組織(本店)

組織	構成
本部長	社長
本部長代理	副社長
委員	総務部担当役員および関係役員 総務部長、秘書広報部長および関係部長
危機管理タスクフォース (タスクフォースの構成)	危機管理対策チームおよび関係部 (分掌事項)
① 情報連絡機能	情報連絡、情報収集、情報管理
② 分析・評価機能	分析、評価、対策立案
③ 対応機能	復旧対応、渉外、被害者対応、消費者対応、IRに関する情報
④ 広報機能	メディア対応
⑤ アドバイザー	分析、評価、対策立案等に関する助言

対策本部の連絡体制



防災・事業継続への取り組み

J-POWERは、基幹ライフラインを担う電気事業者として、災害対策基本法等に基づき指定公共機関に指定されています。

このため、大規模な自然災害も想定したハード対策とともに、災害発生等における規程類を整備し、本店から現地各機関までの体系的な防災体制等のソフト対策を積極的に進めることで、想定を超える災害被害に際しても事業を継続できるよう、防災体制の一層の強化を図っています。

情報セキュリティ

企業における高度情報化やIT活用が進む一方、特定の企業等を対象としたサイバーテロ攻撃事例の増加など、情報セキュリティの重要性がますます高まる中、重要インフラ事業者として国内外の電力安定供給や原子力発電所建設を担うJ-POWERグループには、より高いレベルでの情報セキュリティ確保が求められます。

J-POWERグループでは、「情報セキュリティ基本方針」を制定するとともに、具体的な対策については、前年度の活動状況を踏まえ、毎年度の計画を作成し、実施しています。

なお、電力運営にかかわる重要システムのIT障害に迅速かつ適切に対応するため、関係省庁および電力業界全体で連携体制を強化しており、IT面からの電力安定供給への貢献を進めています。また、大間原子力発電所建設においても、IT部門が原子力部門と連携して、強固な対策を施すことにしています。

(注) 「情報セキュリティ基本方針」及び情報セキュリティ対策についてはJ-POWERホームページを参照ください。
<http://www.jpowers.co.jp/privacy/index.html>